

。 学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和元年十月二十五日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（規則六 二八）の一部を次のように改正する。

別表第五高等学校の項の次に次のように加える。

中等教育学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、人権教育主事、進路指導主事、特別活動主任
--------	---------------------------------------

附 則

この規則は、令和元年十一月一日から施行する。